

報告第 6 号

令和4年度熊本県流域下水道事業会計建設改良費繰越額の使用に関する計画の報告
について

令和4年度熊本県流域下水道事業会計の支出予算のうち、令和5年度に次のとおり繰り越したので、地方公営企業法（昭和27年法第292号）第26条第3項の規定に基づき報告する。

令和5年6月6日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

令和4年度熊本県流域下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						補助金等 交付金等	企業債	損益勘定 留保資金等			
			円	円	円	円	円	円	円	円	
1	資本的支出	1	建設改良費	542,580,000	226,279,338	316,300,662	160,366,000	76,000,000	79,934,662		
			熊本北部流域下水道建設改良事業	138,280,000	20,370,000	117,910,000	58,955,000	29,000,000	29,955,000		新型コロナウイルス感染症の感染拡大により業務全般において遅延が発生し、不測の日数を要したため。
			球磨川上流流域下水道建設改良事業	89,800,000	42,230,000	47,570,000	31,285,000	7,000,000	9,285,000		新型コロナウイルス感染症の感染拡大により業務全般において遅延が発生し、不測の日数を要したため。
			八代北部流域下水道建設改良事業	299,500,000	159,249,338	140,250,662	70,126,000	35,000,000	35,124,662		新型コロナウイルス感染症の感染拡大により業務全般において遅延が発生し、不測の日数を要したため。
			八代北部流域下水道建設改良事業（単独）	15,000,000	4,430,000	10,570,000		5,000,000	5,570,000		新型コロナウイルス感染症の感染拡大により業務全般において遅延が発生し、不測の日数を要したため。